

マイナンバー記入と本人確認資料提示のお願い

マイナンバー法の施行に伴い、保育所等の入所手続の書類(「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 施設利用申込書」)にマイナンバーの記入が必要です。マイナンバーは、支給認定や保育所等への入所、利用者負担額(保育料)の算定・徴収に関する事務において利用します。

マイナンバーを使う手続の際は、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認を行います。

本人確認では、次の二点の確認を行いますので、必要な確認資料をご持参ください。

- ①正しいマイナンバーであることの確認(マイナンバー確認)
- ②手続を行っている方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認(身元確認)

●保護者(父または母)が提出する場合

①マイナンバー確認資料 (正しいマイナンバーであることの確認)	②身元確認資料 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。	
・個人番号通知カード ・個人番号通知書 ・マイナンバーが記載された住民票の写し 等	【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 または 【身分証明書(以下の書類から2点)】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

●代理人が提出する場合

祖父母等、保護者(申込児童の父と母)以外の方が申込手続に来られる場合、保護者のマイナンバー確認資料と併せて、委任状と代理人の方の身元確認資料が必要となります。